

# 審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和5年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第100号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月14、15日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

## 1 議案第100号 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

本案は、国の法改正に伴い、コンビニエンスストア等において、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、関係規定の整備を行うものであり、サービス開始の予定時期について、手続きの具体的な流れについて、コンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書の交付実績等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市民の利便性向上が期待されることから、市民に分かりやすい情報の提供に努められたい」、「利用可能な店舗の拡充及びサービスの早期開始に向け、鋭意取り組まれたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第110号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）

本案は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に前年度実質収支の2分の1以上の額の積立てを行うほか、住民基本台帳法の改正に伴う基幹業務システム等の改修費用について、補正措置を講じるものであり、財政調整基金残高の目標額について、システム改修の内容等について、戸籍の振り仮名記載に係る職員の事務負担について、マイナンバーカードへの影響等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「システムの不具合等によるトラブルが生じないよう、改修作業の際には万全を期されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 3 議案第112号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第7号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

本案は、国に準じた給与改定等に伴い、補正措置を講じるものであり、補正額

の積算根拠について、財源の内訳及び考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第111号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

#### 記

議案第100号、議案第110号（ただし、第1表中歳出中第7款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正を除く）、議案第111号、議案第112号（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和5年12月19日

水戸市議会議長 大津 亮 一 様

総務環境委員会

委員長 佐藤 昭 雄